

4 共済契約者(経営者)が変更した場合の手続きについて

共済契約者である「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の経営者が変更した時に、変更後の経営者が引き続き退職手当共済契約を締結する場合又は変更後の経営者が既に共済契約を締結している場合があります。

この場合における手続きについては、それぞれの類型（①経営者の交替②分離独立③新設合併④分離移管と新規加入⑤吸収合併と新規加入⑥分離移管⑦吸収合併）により異なりますが、共済契約者の変更手続きを終えると、変更前の経営者に使用されていた被共済職員で引き続き変更後の経営者に使用される被共済職員となった者は、被共済職員期間の通算が認められます。

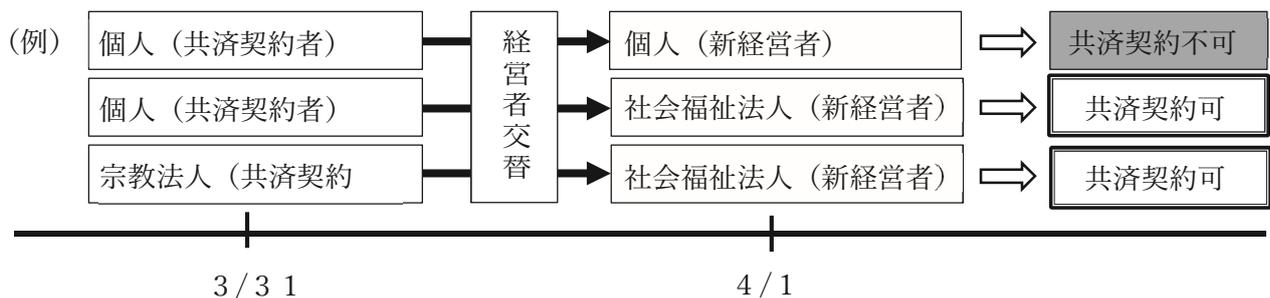
なお、共済契約者の単なる名称変更は、経営者自体の変更ではないので、変更契約には該当しません。「『契約者の名称や住所の変更が発生した場合の届出』～共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書：約款様式第10号の手続き～」を参照してください。

1. 変更後の経営者が、退職手当共済契約を申し込む場合

(1) 経営者の交替(経営主体の変更)(約款第16条第1項第1号)

共済契約者である経営者が交代し、変更後の経営者が引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。

(例) 平成13年3月31日以前の共済契約者（個人、宗教法人等）が、社会福祉法人に変更した場合



(手続き)

変更前の共済契約者

・「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

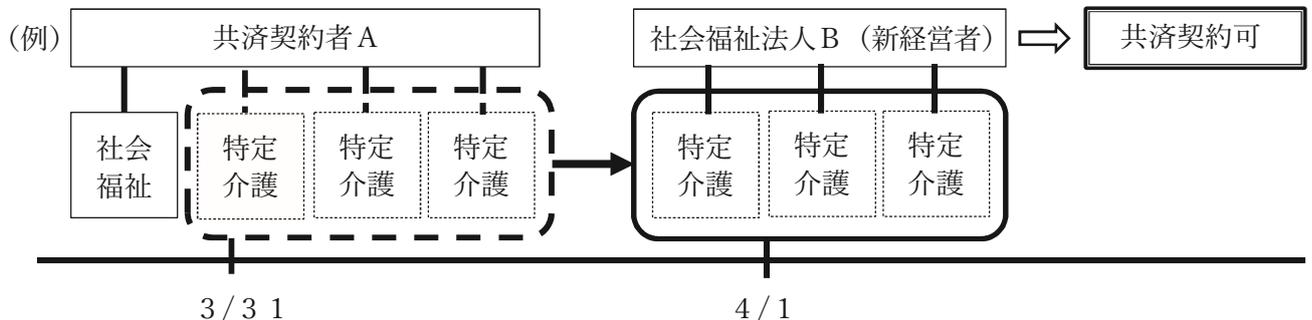
変更後の経営者

・福祉医療機構 退職手当共済事業ホームページ→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」

添付資料：経営者が変更したことを証する書類<例：合併契約書、譲渡契約書 等>

(2)分離独立(約款第16条第1項第2号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、分離独立し、独立した「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の経営者が引き続き退職手当共済契約を締結する場合があります。



(手続き)

変更前の共済契約者

・「施設を廃止した場合の届出」(約款様式第12号)

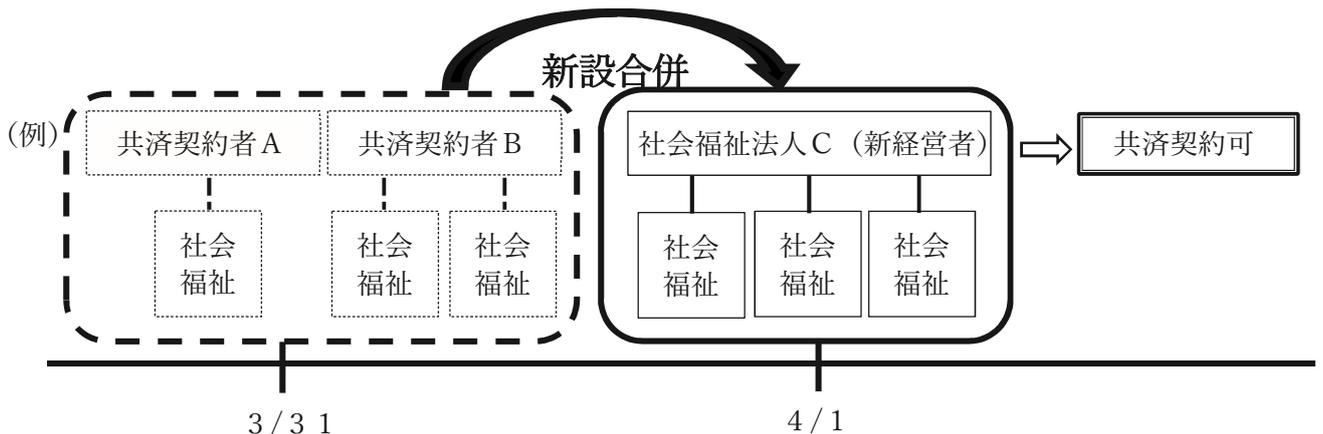
変更後の経営者

・福祉医療機構 退職手当共済事業ホームページ→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」

添付資料：経営者が変更したことを証する書類<例:譲渡契約書 等>

(3)新設合併(約款第16条第1項第3号)

2つ以上の共済契約者が合併して、新たに社会福祉法人を設立し、同法人が引き続き退職手当共済契約を締結する場合があります。



(手続き)

変更前の共済契約者

・「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

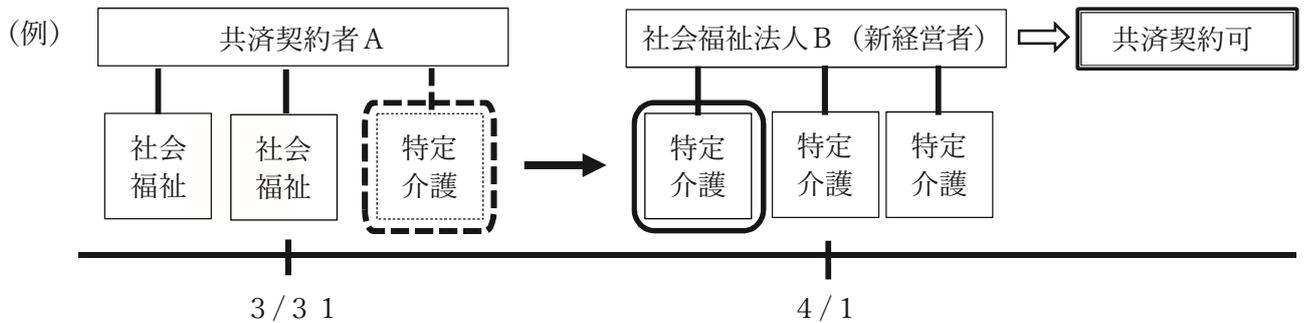
変更後の経営者

・福祉医療機構 退職手当共済事業ホームページ→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」

添付資料：経営者が変更したことを証する書類<例:合併契約書 等>

(4)分離移管と新規加入(約款第16条第1項第4号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している共済契約者以外の経営者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」となった場合で、その施設・事業の経営が移管すると同時に新経営者がその経営している「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」とともに引き続き共済契約を締結する場合です。



(手続き)

変更前の共済契約者

・「施設を廃止した場合の届出」(約款様式第12号)

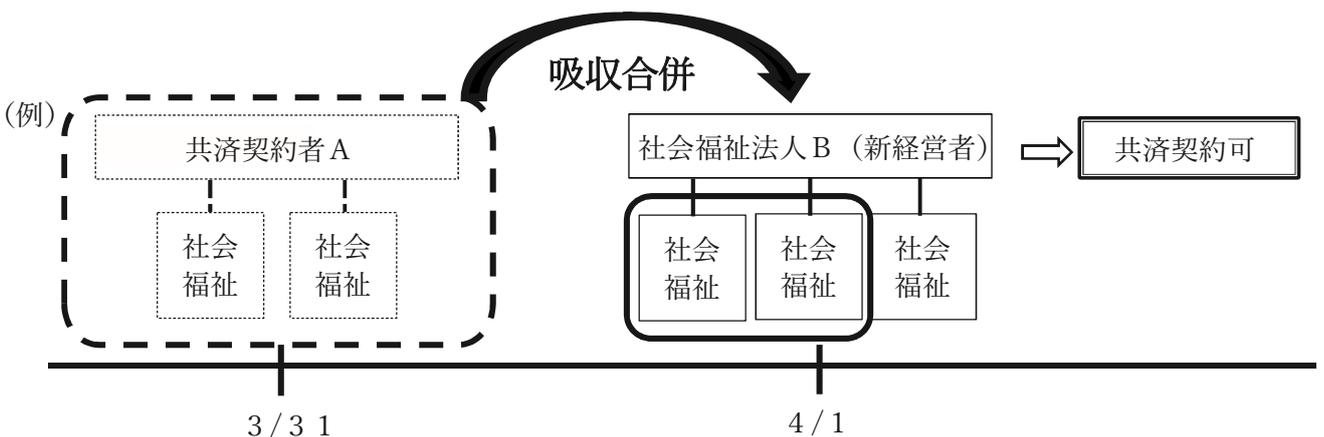
変更後の経営者

・福祉医療機構 退職手当共済事業ホームページ→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」

添付資料 (一部): 既存の「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者がその『社会福祉施設等』又は『特定介護保険施設等』を経営していることを証する書類」及び分離移管された「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者が変更したことを証する書類」<例: 譲渡契約書 等>

(5)吸収合併と新規加入(約款第16条第1項第5号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の全部が、「社会福祉施設等」を経営している共済契約者以外の経営者の経営する「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」となった場合で、その施設・事業の経営が移管すると同時に、新経営者がその経営している「社会福祉施設等」とともに引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。



(手続き)

□ 変更前の共済契約者

・「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

□ 変更後の経営者

・福祉医療機構 退職手当共済事業ホームページ→「1 退職手当共済制度のご案内」→「共済契約のお申込み」

添付資料(一部):既存の「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者とその『社会福祉施設等』又は『特定介護保険施設等』を営んでいることを証する書類」及び、吸収合併した施設の「経営者が変更したことを証する書類」<例:合併契約書、譲渡契約書等>

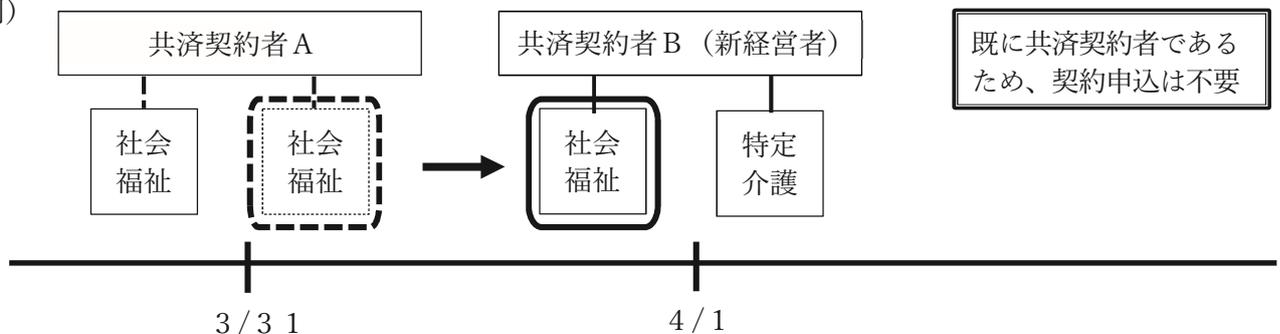
2. 変更後の経営者が既に退職手当共済契約を締結しているため、退職手当共済契約を申し込む必要がない場合

共済契約者である「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の経営者に次に掲げる変更が生じた場合において、変更後の経営者が共済契約者であるときは、変更後の共済契約者は、遅滞なく、必要な届書等(変更前の共済契約者の提出する届書を含む。)を機構に提出していただきます。

(1)分離移管(約款第16条第2項第1号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、他の共済契約者の経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。

(例)



(手続き)

□ 変更前の共済契約者

・「施設を廃止した場合の届出」(約款様式第12号)

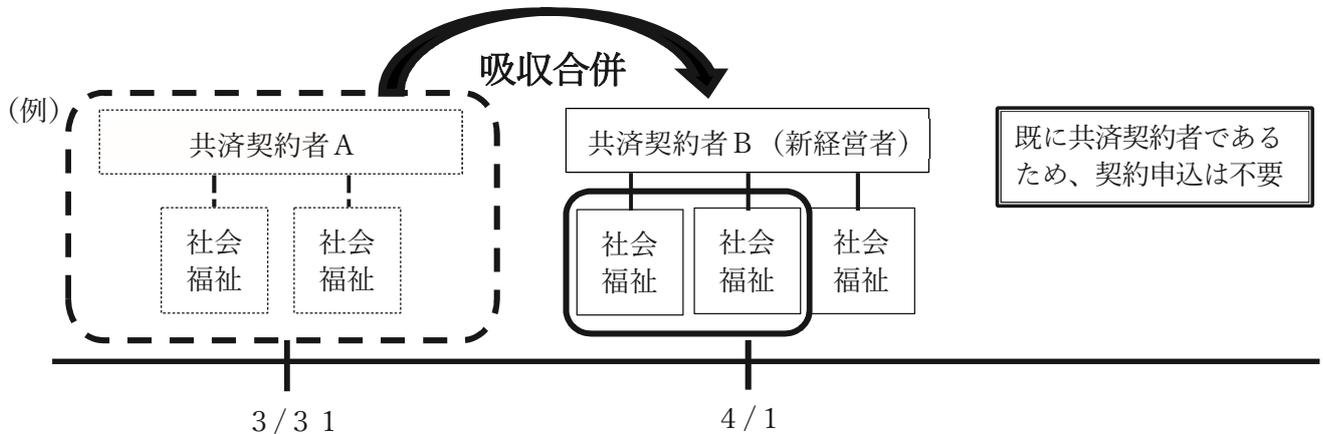
□ 変更後の経営者

・新しく施設・事業を開始した場合の届出による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出

添付資料:「経営者が変更したことを証する書類」<例:譲渡契約書 等>

(2)吸収合併(約款第16条第2項第2号)

共済契約者が経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の全部が、他の共済契約者が経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。



(手続き)

変更前の共済契約者

・「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

変更後の経営者

・新しく施設・事業を開始した場合の届出による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出

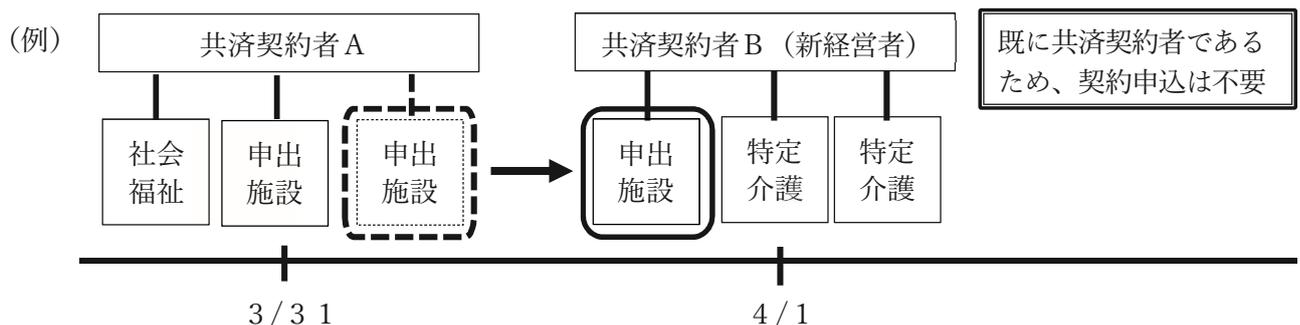
添付資料:「経営者が変更したことを証する書類」<例:譲渡契約書 等>

3.「申出施設等」の経営者に変更が生じた場合(約款第16条第4項)

「申出施設等」の経営者に変更が生じた場合において、変更後の経営者がその変更時に「申出施設等」の申出を行うときは、次に掲げる届出等(変更前の共済契約者の提出する届書については、上記1又2に該当し、同時に提出する場合を除きます。)を機構に提出してください。

(1)分離移管と新規加入

共済契約者の経営する「申出施設等」の一部が、「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している共済契約者の経営する「申出施設等」となったことにより変更が生じた場合です。



(手続き)

□ 変更前の共済契約者

- ・「施設を廃止した場合の届出」(約款様式第12号)、又は、「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

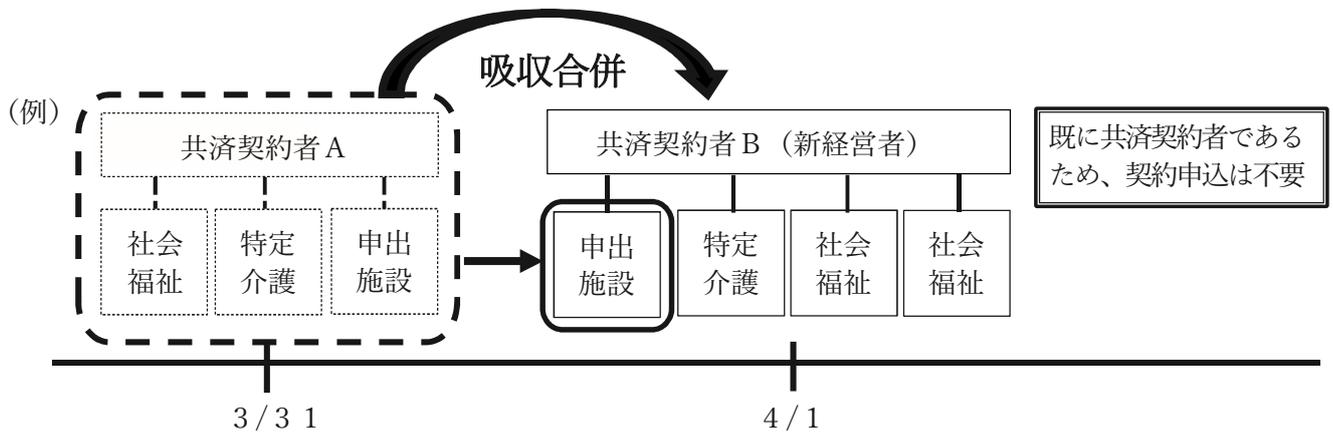
□ 変更後の経営者

- ・新しく施設・事業を開始した場合の届出による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出

添付資料：経営者が変更したことを証する書類<例：譲渡契約書 等>

(2)吸収合併

共済契約者が経営する「社会福祉施設等」、「特定介護保険施設等」及び「申出施設等」の全部が、他の共済契約者が経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。



(手続き)

□ 変更前の共済契約者

- ・「社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届」(約款様式第4号)

□ 変更後の経営者

- ・新しく施設・事業を開始した場合の届出による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出

添付資料：「経営者が変更したことを証する書類」<例：譲渡契約書 等>